# 指定認知症对応型共同生活介護

指定介護予防認知症对応型共同生活介護

# 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護事業所 株式会社 みくに

グループホーム みくに松戸の園

グループホーム みくに恵みの園

# 重要事項説明書

作成日 2025年10月1日

### 1.事業主体概要

| 事業者名        | 株式会社 みくに   |
|-------------|--|
| 事業所名        | グループホーム みくに 松戸の園<br>グループホーム みくに 恵みの園   |
| 代 表 者 名     | 代表取締役 菊谷利昭   |
| 所 在 地       | 〒271-0061 千葉県松戸市栄町西 5-1324<br>(松戸の園)<br>千葉県松戸市栄町西5-1322-4<br>(恵みの園)  |
| 法人の理念       | 当社では利用者に対して安全な生活環境を最優先に、一人一人が障害を抱えながらも生き甲斐が見つけられるような支援の提供に努めます。<br>『自分にしてもらいたいことは、他の人にもそのようにしなさい』(聖書)というキリスト教の愛と奉仕の精神に立って利用者の尊厳に配慮した介護を行います。 |
| 他の介護保険関連の事業 | グループホーム みくに 栄の園<br>みくに 24 ネット<br>訪問介護みくに   |
| 事 務 所       | 〒271-0061 千葉県松戸市栄町西 5-1397<br>電話 047-710-3272<br>FAX 047-710-3326  |

# 2.事業所の概要

| 事 業 所 名                       | グループホーム みくに 松戸の園<br>グループホーム みくに 恵みの園   |
|-------------------------------|--|
| 目的                            | 認知症により、自立した生活が困難になった利用者に<br>対し、家庭的な環境の元で生活できるように支援する。  |
| 運 営 方 法                       | 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する。  |
| 責 任 者                         | 菊谷 洋平  |
| 開 設 年 月 日                     | 平成 17年 10月 1日(松戸の園)<br>令和 7年 3月 1日(恵みの園)   |
| 保険事業者指定番号                     | 1271202762(松戸の園)<br>1291200853(恵みの園)   |
| 所 在 地<br>電 話 番 号<br>F A X 番 号 | (松戸の園)<br>〒271-0061 千葉県松戸市栄町西 5-1324<br>電話 1 階 047-710-0639<br>電話 2 階 047-701-5340<br>FAX 047-701-5577(1・2 階共用)<br>(恵みの園)<br>〒271-0061 千葉県松戸市栄町西 5-1322-4<br>電話 047-710-0922<br>FAX 047-710-0932 |
| 交 通 の 便                       | JR 常磐線北松戸駅より西方へ 3km 車 5 分  |
| 敷地概要(権利関係)<br>建物概要(権利関係)      | (松戸の園)<br>戸張宏哉 借地 899.36 ㎡<br>戸張宏哉 借家 530 ㎡ 2 階建<br>(恵みの園)<br>みくに 所有権 658.53 ㎡<br>みくに 所有権 259.62 ㎡ 2 階建  |
| 居 室 の 概 要                     | (松戸の園)<br>1 階ユニット(1 階 10.41 ㎡ 6 室・11.41 ㎡ 1 室<br>12.10 ㎡ 2 室)<br>2 階ユニット(2 階 10.41 ㎡ 6 室・11.41 ㎡ 1 室<br>12.10 ㎡ 2 室)<br>(恵みの園)<br>1 階ユニット(1 階 9.00 ㎡ 6 室・8.75 ㎡ 3 室)                             |

| 共用施設の概要       | (松戸の園) 1 階ユニット(1 階 リビング・トイレ・浴室・台所) 2 階ユニット(2 階 リビング・トイレ・浴室・台所) (恵みの園) 1 階ユニット(1 階リビング・トイレ・浴室・台所) |
|---------------|--|
| 緊急対応方法        | 松戸市消防署通報<br>あおぞら診療所まつどの臨時往診<br>訪問看護ステーションサボテンの訪問看護   |
| 防 災 設 備       | 火災受信機・通報装置・煙感知器・消火器<br>スプリンクラー   |
| 損害賠償責任保険加 入 先 | 財団法人 介護労働安定センター  |

# 3.職員体制(主たる職員:松戸の園)(2025年10月1日現在)

|         | 員    | 常勤  |        | 非常      | 含勤     |                                     | 研修会    |  |
|---------|------|-----|--------|---------|--------|-------------------------------------|--------|--|
|         | 数    | 専従  | 兼<br>務 | 専従      | 兼<br>務 | 保有資格                                | 受講等内容  |  |
| 管 理 者   | 2    | 0   | 2      |         |        | 介護福祉士(2名)                           | 管理者研修済 |  |
| 計画作成担当者 | 2    | 0   | 2      |         |        | 介護福祉士(1 名)<br>ケアマネ(1 名)             | 実践者研修済 |  |
| 介護従業者   | 18以上 | 9以上 | 4      | 5<br>以上 | 0      | 介護福祉士(12名)<br>初任者研修(6名)<br>ケアマネ(4名) |        |  |

# (主たる職員:恵みの園)(2025年10月1日現在)

|     |      |             | 常勤 非        |             | 非常          | 常勤 |                           |              |  |
|-----|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|---------------------------|--------------|--|
|     |      | 員数          |             |             |             |    | 保有資格                      | 研修会<br>受講等内容 |  |
|     |      |             | 専従          | 兼務          | 専従          | 兼務 |                           |              |  |
| 管   | 理者   | 1           | 0           | 1           |             |    | 介護福祉士                     | 管理者研修済       |  |
| 計画作 | 成担当者 | 1           | 0           | 1           |             |    | 介護福祉士<br>社会福祉士<br>介護支援専門員 | 実践者研修済       |  |
| 介護名 | 従業者  | 6<br>以<br>上 | 4<br>以<br>上 | 1<br>以<br>上 | 1<br>以<br>上 | 0  | 介護福祉士(7名)                 |              |  |

# 3. 勤務体制(各ユニット毎)

| 昼間の体制 | 1人~2人 | (早番 | 7:00~16:00)<br>7:30~16:30)                   |
|-------|-------|-----|--|
|       | 1人    | (日勤 | 8:30~17:30)<br>8:45~17:45)                   |
|       | 1 人   | (遅番 | 10:30~19:30)                                 |
| 夜間の体制 | 1人    | (夜勤 | 16:15~翌9:15)<br>17:15~翌8:45)<br>17:30~翌9:00) |

# 5. 利用状況(2025年10月1日現在)

| 利用者数              | グループホームみくに松戸の園 18 人(定員 18 人)<br>グループホームみくに恵みの園 7 人(定員 9 人)                            |
|-------------------|---|
| 要介護状態区分<br>(松戸の園) | 要支援 2 : O 人、<br>要介護 1 : 4 人、 要介護 2 : 2 人、<br>要介護 3 : 3 人、 要介護 4 : 5 人、<br>要介護 5 : 4 人 |
| 要介護状態区分 (恵みの園)    | 要支援2: 0人、<br>要介護1: 2人、 要介護2: 2人、<br>要介護3: 1人、 要介護4: 2人、<br>要介護5: 0人                   |

#### 6. 利用にあたっての留意事項

- ① 当園は全館にて禁酒禁煙です。
- ② ご利用者のケアは施設スタッフだけで行うものではありません。ご家族の協力があってはじめて利用者に穏やかな日々を送っていただけます。 ご家族の面会はケアにとって非常に大事なものですので定期的な面会にご協力下さい。
- ③ 運営方針として食事の時にはお祈りを捧げます。また心のケアの一環として牧師が聖書のお話をします。但し、当園では強要は一切致しません。
- ④ 当園と提携している医療機関等以外による通院や入院、個人的な買い物はご家族に同伴をお願いいたします。(職員付き添いの場合は付き添い費を別途請求致します)また、外出時は、必ず職員に断って下さい。(ご家族又は職員同行)
- ⑤ 犬・猫等、許可なくペットの持ちこみは厳禁します。
- ⑥ 利用者の物品の管理においては配慮しますが、万一利用者の重過失による紛失、損害があっても、その責任は負いかねます。
- ⑦ 安全には万全を期しますが、万一利用者の重過失によるホーム内外でけが等の事故が起きても、その責任は負いかねます。
- ⑧ ホーム内で備え付けの物品等を破損した場合は、原状復帰をお願いします。
- ② 入居後に他の利用者に迷惑をかけるなど共同生活を営むのに支障が出てきた場合は、ご家族と話し合い、その後は当園の指示に従って下さい。
- ⑩ 著しい身体能力の低下により、当園での生活維持が困難になった場合及び入院した場合は、ご家族及び主治医と話し合い、その後は当園の指示に従って下さい。
- ⑪ お亡くなりの際は、ご遺体及び遺留金品をお引き取り下さい。
- ⑩ 管理者の指示には協力すると共に、身元引受人等の変更が生じた場合には、速やかに連絡して下さい。
- ⑬ 個人の生活消耗品は、自己負担になります。
- ④ 退所時には、居室修復費用(壁紙の張替えなど)はご請求させていただきます。
- ⑤ ホームでは様々な季節の行事を企画しております。良い交流の機会となりますので、参加のご協力をお願い致します。

### 7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等が合った場合には、医師に連絡する等必要な処置をするほか、ご家族に速やかに連絡致します。

### ○緊急連絡先

|   |   | 緊急連絡先① | 緊急連絡先② |
|---|---|--------|--------|
| 氏 | 名 |        |        |
| 住 | 所 |        |        |
| 電 | 話 |        |        |
| 続 | 柄 |        |        |

# 8.サービスおよび利用料金等

| 保険給付サービス         | 食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活の世話、日常生活の中で機能訓練、健康管理、相談・援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた利用料金(省令により変動あり)の内の1割又は2割、3割が自己負担となります。 |  |  |  |  |
|------------------|---|--|--|--|--|
| 保険対象外サービス        | 各個人の利用に応じて自己負担となります。負担金額の<br>改正は理由を付して事前に連絡いたします。   |  |  |  |  |
| 居住費              | 87,000 円/月~97,000/月(松戸の園)<br>90,000 月/(恵みの園)  |  |  |  |  |
| 食材料費             | 1日3食おやつ込み 1,250円  |  |  |  |  |
| 水道光熱費            | 32,760 円/月  |  |  |  |  |
| 管理費              | 10,000円/月(恵みの園のみ)   |  |  |  |  |
| その他日常生活の<br>消耗品費 | その他個人で使用した日常生活の消耗品の費用は実<br>費清算で自己負担となります。   |  |  |  |  |

# 基本料金(松戸の園)

| <b>◇</b> 誰 ▽ △ | 介護報          | 鲗(1日)       |     | 自己       | 負担分      |          |
|----------------|--------------|-------------|-----|----------|----------|----------|
| 介護区分           | 単位 金額        |             |     | 1割       | 2 割      | 3割       |
| 要支援 2          | 749          | 7,827 円     | 1 🛭 | 782 円    | 1,565 円  | 2,348 円  |
| 女义饭乙           | 749          | 1,021 17    | 1ヵ月 | 23,460 円 | 46,950 円 | 70,440 円 |
| 要介護 1          | 753          | 7,868 円     | 1 🛮 | 786 円    | 1,573 円  | 2,360 円  |
| 女川设「           | 7            | 7,000 円     | 1ヵ月 | 23,580 円 | 47,190 円 | 70,800 円 |
| 要介護 2          | 788          | 788 8,234 円 | 1 🖯 | 823 円    | 1,646 円  | 2,470 円  |
| 女月豉乙           | 700          | 0,254 17    | 1ヵ月 | 24,690 円 | 49,380 円 | 74,100 円 |
| 要介護 3          | 812          | 8,485 円     | 1 🖯 | 848円     | 1,697 円  | 2,545 円  |
| 女川張る           | 012          | 0,400 D     | 1ヵ月 | 25,440 円 | 50,910円  | 76,350 円 |
| 要介護 4          | 000          | 9 6 5 2 III | 1 🛮 | 865 円    | 1,730 円  | 2,595 円  |
| 女川 诗 4         | 828   8,652円 |             | 1ヵ月 | 25,950 円 | 51,900 円 | 77,880 円 |
| 要介護 5          | =# 5 045     | 8,830 円     | 1 🛮 | 883 円    | 1,766 円  | 2,649 円  |
| 女川張り           | 845          | 0,030 円     | 1ヵ月 | 26,490 円 | 52,980 円 | 79,470 円 |

# 基本料金(恵みの園)

| 介護区分   | 介護報           | 酬(1日)        |     | 自己       | 負担分      |          |
|--------|---------------|--------------|-----|----------|----------|----------|
| 刀碳区刀   | 単位            | 金額           |     | 1割       | 2割       | 3割       |
| 要支援 2  | 761           | 7,827 円      | 1 🛮 | 795 円    | 1,590 円  | 2,385 円  |
| 女义饭乙   | 701           | 1,021 13     | 1ヵ月 | 23,850 円 | 47,700 円 | 71,550 円 |
| 要介護 1  | 765           | 7,994 円      | 1 🛮 | 799 円    | 1,598 円  | 2,398 円  |
| 女川張「   | 700           | 7,994 円      | 1ヵ月 | 23,970 円 | 47,940 円 | 71,940 円 |
| 要介護 2  | 2 801 8,3     | 8,370 円      | 1 🛘 | 837 円    | 1,674 円  | 2,511 円  |
| 女川碳乙   |               | 801 8,370 13 | 1ヵ月 | 25,110 円 | 50,220 円 | 75,330 円 |
| 要介護 3  | 824           | 8,610円       | 1 🛮 | 861 円    | 1,722 円  | 2,583 円  |
| 女川張る   | 024           | 0,01013      | 1ヵ月 | 25,830 円 | 51,660 円 | 77,490 円 |
| 要介護 4  | 011           | 8,788 円      | 1 🛘 | 878 円    | 1,757 円  | 2,636 円  |
| 女川 诗 4 | 4 841 8,788 F |              | 1ヵ月 | 26,340 円 | 52,710 円 | 79,080 円 |
| 要介護 5  | # A # F 0F0   | 8,976 円      | 1 🛘 | 897 円    | 1,795 円  | 2,692 円  |
| 女川茂り   | 859           | 0,9101       | 1ヵ月 | 26,910 円 | 53,850 円 | 80,760 円 |

注1:松戸市の地域区分は5級地なので、1単位=10.45円

注 2:1ヵ月=30日として計算

### その他の加算

### ① 初期加算

### 新規入居、30日以上入院して再入居の場合30日まで

| 介護報  | 酬(日) | 利用者負担(日) |      |      |
|------|------|----------|------|------|
| 単位金額 |      | 1割       | 2割   | 3割   |
| 30   | 313円 | 31円      | 62 円 | 93 円 |

### ② 若年性認知症利用者受入加算

### 65歳未満の受け入れ

| 介護報酬(日) |        | 利用者負担(日) |       |       |
|---------|--------|----------|-------|-------|
| 単位      | 金額     | 1割 2割    |       | 3割    |
| 120     | 1,254円 | 125 円    | 250 円 | 376 円 |

#### ③ 医療連携体制加算 I

| 介護報 | 酬(日)  | +   |      | (日)  |  |
|-----|-------|-----|------|------|--|
| 単位  | 金額    | 1割  | 2割   | 3割   |  |
| 37  | 386 円 | 38円 | 77 円 | 115円 |  |

### ④ 医療連携体制加算Ⅱ

| 介護報酬(日) |      | 利用者負担(日) |     |     |
|---------|------|----------|-----|-----|
| 単位      | 金額   | 1割       | 2割  | 3割  |
| 5       | 52 円 | 5円       | 10円 | 15円 |

### ⑤ 看取り介護加算

|              | 介護報酬(日) |        | 利用者負担(日) |       |       |
|--------------|---------|--------|----------|-------|-------|
|              | 単位      | 金額     | 1割       | 2割    | 3割    |
| 死亡日          | 1280    | 13,376 | 1,337    | 2,675 | 4,012 |
|              |         | 円      | 円        | 円     | 円     |
| 死亡日前日、前々日    | 680     | 7,106円 | 710円     | 1,421 | 2,131 |
|              |         |        |          | 円     | 円     |
| 死亡日前 4~30日   | 144     | 1,504円 | 150円     | 300円  | 451 円 |
| 死亡日前 31~45 日 | 72      | 752 円  | 75 円     | 150円  | 225 円 |

### ⑥ サービス提供体制強化加算

| 介護報酬(日) |       | 利用者負担(日) |      |      |
|---------|-------|----------|------|------|
| 単位 金額   |       | 1割       | 2割   | 3割   |
| 22      | 229 円 | 22 円     | 44 円 | 66 円 |

### ⑦ 口腔衛生管理体制加算

| 介護報酬(日) |      | 利用者負担(日) |      |      |
|---------|------|----------|------|------|
| 単位      | 金額   | 1割       | 2割   | 3割   |
| 30      | 313円 | 31円      | 62 円 | 93 円 |

## ⑧ 栄養スクリーニング加算

# 4月、10月

| 介護報 | 酬(月)  | 利用   | 者負担( | 月)   |
|-----|-------|------|------|------|
| 単位  | 金額    | 1割   | 2割   | 3割   |
| 20  | 209 円 | 20 円 | 41円  | 62 円 |

### 9 入院支援加算

### 3か月以内の入院 月6日上限

| 介護報 | 介護報酬(日) |      | 利用者負担(日) |       |  |
|-----|---------|------|----------|-------|--|
| 単位  | 金額      | 1割   | 2割       | 3割    |  |
| 246 | 2,570円  | 257円 | 514円     | 771 円 |  |

### ⑩認知症専門ケア加算

| 介護報 | 酬(日) | 利用 | 1者負担( | 日) |
|-----|------|----|-------|----|
| 単位  | 金額   | 1割 | 2割    | 3割 |
| 8   | 31円  | 3円 | 6円    | 9円 |

### ⑪ 科学医療的介護推進体制加算(LIFE)

| 介護報 | 酬(月) | 利用者負担(月) |      |       |
|-----|------|----------|------|-------|
| 単位  | 金額   | 1割       | 2割   | 3割    |
| 40  | 418円 | 41円      | 83 円 | 125 円 |

#### ⑫ 協力医療機関連携加算

| 介護報酬(月) |        | 利用者負担(月) |       |      |
|---------|--------|----------|-------|------|
| 単位金額    |        | 1割       | 2割    | 3割   |
| 100     | 1,045円 | 104 円    | 208 円 | 312円 |

### ③ 新興感染症等施設療養費加算

| 介護報酬(日) |        | 利用者負担(日) |      |       |
|---------|--------|----------|------|-------|
| 単位      | 金額     | 1割       | 2割   | 3割    |
| 240     | 2,508円 | 250 円    | 501円 | 752 円 |

### ⑭ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

| 介護報 | 酬(日)  | 利用者負担(日) |      |      |
|-----|-------|----------|------|------|
| 単位  | 金額    | 1割       | 2割   | 3割   |
| 10  | 104 円 | 10円      | 20 円 | 31 円 |

# 15 <u>介護職員等処遇改善加算(I)</u>

加算額=各サービスで算定された単位数×18.6%

利用者負担額二加算額×負担割合率

# 9. 協力医療機関

| 協力医療機関名① | あおぞら診療所まつど(松戸市) 月2回往診                              |
|----------|--|
| 協力医療機関名② | 斎藤歯科医院(流山市) 月2回往診(松戸の園)<br>かえで歯科医院(松戸市)月1回往診(恵みの園) |
|          |  |

# 10. 医療連携体制

| 訪問看護ステーション名 | 訪問看護サボテン(松戸市)<br>(1)週 1 回以上の看護師による定期的訪問<br>(2)正看護師による 24 時間 365 日の連絡体<br>制の確保と必要時の臨時の訪問 |
|-------------|---|
|-------------|---|

# 11. 苦情相談機関

|           | 担当者氏名:菊谷 洋平 047-710-0639<br>菊谷  歩 047-710-0932 |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| ホーム苦情相談窓口 | 松戸市介護保険事務センター<br>047-366-7067                  |  |  |  |
|           | 千葉県国民健康保険連合会<br>043-254-7428                   |  |  |  |

#### 12.身体拘束に関する事項

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむをえない 場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行なわない

(身体拘束等の適正化に向けての取り組み)

- ・ 当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者(入所者)または他のご利用者(入所者) の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者(入所者) 及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明 し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備 し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束 等の適正化の取り組みを行います。
- 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

#### 13.人権擁護と高齢者虐待防止法

- ・ 当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者:管理者
- ・当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当施設は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当施設は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタル ヘルス体制を整えるほか、従業者が利用者(入所者)等の権利擁護に取 り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・ 親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者(入所者)を 発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

#### 14.感染症予防及び感染症発生時の対応(衛生管理等を含む)

- ・ 当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じ、 食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保 健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修 発生時の訓練を定期的に行います。

#### 15.非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。

- ・防災の対応:消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・ 誘導にあたります。
- 防災設備: 防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を 設けます。
- 防災訓練:消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者(入所者)、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

# 重要事項説明書ー追加事項(1) 訪問看護ステーションとの医療連携体制について

グループホームみくに「松戸の園」も開設20年を経過し、入所当初はお元気だったご利用者も次第に健康面、肉体面で弱まっていき、病気がちになっておられます。(恵みの園:開設令和7年3月)

このため、次の2つのことが必要になってきています。

- (1) 普段の生活時における健康維持管理と急性時の医療的対応
- (2) 重度化した場合(終末期)の看取りケア

現在、各ご利用者は、協力医療機関「あおぞら診療所新松戸」の医師による月2回の定期往診と急変時の臨時往診を受けておられますが、上記2つのことに対応していくためには、さらに看護師がいつも身近にいて下さる体制が必要です。

このため、各ご利用者が協力医療機関と個別に契約を結び、「医療保険」の下で医師の往診を受ける従来の体制に加えて、当グループホームが施設として訪問看護ステーションと契約を結び、「介護保険」の下で看護師の訪問

看護を各ご利用者が受けられる体制にする必要があります。

具体的な訪問看護ステーションとしては、協力医療機関「あおぞら診療所新松戸」と「訪問看護サボテン」と契約しております。この訪問看護ステーションと当グループホームが医療連携体制を持ちますと、以下のことができるようになります。

- (1)看護師に週1回、定期的に訪問してもらえます。なお、協力医療機関「あおぞら診療所新松戸」の医師と情報を共有して利用者の看護に当たります。
  - ・健康管理(普段の心身状態の維持と悪化予防など)
  - ・状態悪化の早期発見や重篤化の予防の観察・注意ポイントの助言
  - ・主治医への報告・連携
  - ・介護職員への助言、相談対応
- (2)24時間、365日、看護師といつでも連絡が取れて相談ができ、必要時に訪問してもらえ、主治医に連絡し連携ができるようになります。
- (3) ご利用者が重度化し、看取りの必要が生じた場合(終末期)には、別途定める「重度化した場合における対応および看取りに関する指針」に基づき、例えば病院に入院しないでグループホームで過ごせる等、万全を期した対応ができるようになります。
- (4)入院が必要な場合は、訪問看護ステーションが、主治医と連携し、医療機関への入院を調整(連絡・手配)してくれます。これらの費用は、ご利用者1人の自己負担額が、1割負担の場合1日 40円、1ヵ月(30日)1,200円で、2割負担の場合は1日80円、1ヵ月2,400円、3割負担の場合は1日120円、1ヵ月3,600円です。

#### <医療連携体制の整備に関する介護報酬の加算>

| 状態区分   | 介護報酬   | 自己負担額(1日当たり)       |  |  |
|--------|--------|--------------------|--|--|
| 要介護1~5 | 37単位/日 | 1割38円、2割77円、3割115円 |  |  |

なお、急にご利用者の具合が悪くなり、主治医が、頻回な訪問看護が必要と認めた「特別訪問看護指示書」を発行した場合、および、利用者が「厚生労働大臣が定める疾患および状態」になった場合は、介護保険による訪問看護はできなくなりますので、その場合は、医療保険による訪問看護に切り替え、ご利用者(または代理人)が訪問看護ステーションと直接に医療保険上の訪問看護契約していただくことになります。

#### 重要事項説明書一追加事項(2)

#### 重度化した場合における対応および看取りに関する指針

- 1. 急性期における医師や医療機関との連携体制
- (1) 「グループホームみくに松戸の園・恵みの園」のご利用者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関「あおぞら診療所新松戸」または「訪問看護サボテン」の対応により、速やかに適切な処置を行います。また、協力医療機関による月2回の往診および訪問看護ステーションによる週1回以上の訪問看護対応を継続的に行うことにより、ご利用者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。
- (2) 利用者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺ったうえ、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、当グループホームに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による訪問看護ステーションの看護師の訪問対応により、医療処置を行います。一方、協力医療機関の医師により、当グループホームに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、ご利用者、代理人が医療機関への入院を希望する場合には、訪問看護ステーションが、主治医と連携し、医療機関への入院を調整(連絡・手配など)いたします。
- 2. 入院期間中におけるグループホームの居住費および食材費等の取り扱い

入院期間中の食材費は欠食分として減算し、提供分の請求といたします。 ただし、居住費については定額での請求といたします。

(1)居住費 定額でのご請求

(2) 水道光熱費 提供分のご請求

(3)食材費 提供分のご請求

(4) 管理費 提供分のご請求(恵みの園のみ)

- 3. 看取りに関する指針
- (1)グループホームみくに松戸の園・恵みの園における看取りに関する考え方
- (a) 看取り介護とは?

看取り介護とは、終末期の状態にある方に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において本人なりに納得して安心して生活を継続することができることを目的として援助することであり、本人の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめて

これを行なうことです。

#### (b) 看取り介護の開始

当グループホームは、利用者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断され、かつ、当グループホームに居住した状態における看取りの対応が可能な状態と判断され、ご利用者、ご家族が対応を希望した場合に、医師・看護師の協力のもと、できる限りの看取り介護の対応を行います。

#### (c) 家族の付添い対応

当グループホームは終末期の状態に至ったご利用者に看取り介護の対応を行なう場合に、ご本人が最期の時を迎えるより良い準備を出来るよう、ご家族に付添っていただくために必要な支援を出来る限り行います。

#### (2)本人及びご家族との意思確認の方法

#### (a) 入居時の意思確認

当グループホームは、新たにご利用者を受け入れる際に、医師による往診、 看護師による訪問対応など、日常の健康管理と急変時の対応方法について、 管理者からご利用者本人とご家族に対して説明を行います。

また、終末期に至った場合の看取り介護対応について同様に説明を行い、 対応を希望するかその意思を確認いたします。

#### (b) 終末期の意思確認

当グループホームは、ご利用者が終末期の状態となった場合に、管理者またはその他の職員と医師、または看護師から、ご家族と理解可能な状態であればご本人に、状態と今後の対応について説明を行い、当グループホームにおける看取り介護の対応を希望するかその意思を確認いたします。

また、終末期の対応開始後も、状態の変化があればその都度ご家族に連絡をとり、職員または医師、看護師から説明を行い、当グループホームにおける看取り介護の継続を希望するかどうかの意思の確認を行います。

#### (3)看取り介護に関する介護報酬の加算

当グループホームで看取りを行った際には、別紙「重要事項説明書ー追加事項(2)」に説明の医療連携体制加算に付随して、要介護度に関わらず、亡くなられた日から遡って下記のように看取り介護加算の請求が発生いたしますのでご了承下さい

|               | 介護報酬      | 自己負担分(1日当たり) |         |         |  |
|---------------|-----------|--------------|---------|---------|--|
| 区分            | 八 改美 郑 凹州 | 1割           | 2割      | 3 割     |  |
| 死亡日以前 31~45 日 | 72 単位     | 75 円         | 150 円   | 225 円   |  |
| 死亡日以前 4~30日   | 144 単位    | 150円         | 300円    | 450円    |  |
| 死亡日前日及び前々日    | 680 単位    | 710円         | 1,420 円 | 2,130 円 |  |
| 死亡日           | 1,280 単位  | 1,337円       | 2,674 円 | 4,011 円 |  |

#### 附 則

この重要事項説明書は平成24年4月1日から効力を発する。

平成 24年4月10日に一部変更となる。

平成24年6月10日に一部変更となる。

平成 25年4月20日に一部変更となる。

平成 26 年 4 月 1 日に一部変更となる。

平成26年8月1日に一部変更となる。

平成27年4月1日に一部変更となる。

平成27年8月1日に一部変更となる。

平成28年4月1日に一部変更となる。

平成28年5月21日に一部変更となる。

平成28年9月1日に一部変更となる。

平成28年12月8日に一部変更となる。

平成30年4月1日に一部変更となる。

令和1年8月21日に一部変更となる。

令和1年10月1日に一部変更となる。

令和3年4月1日に一部変更となる。

令和4年10月1日に一部変更となる。

令和5年8月1日に一部変更となる。

令和6年4月1日に一部変更となる。

令和7年3月1日に一部変更となる。

年 月 日

(事業者) 住 所 千葉県松戸市栄町西 5-1324

名 称 株式会社 みくに

代表取締役 菊谷 利昭 印

ΕD

説 明 者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し、同意いたします。

(利用者)

住 所

氏 名

(身元引受人)

住 所

氏 名 印